

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
鹿児島市	桜島武町	令和4年2月28日	—

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	26.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.9ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

本地域は、屋根掛けハウスを用いた桜島小みかんや中晩柑、露地のびわや桜島大根の栽培が主である。高齢化が進み、担い手も少ないことから、中心経営体が引き受けの意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が5.2ha多く、遊休農地の増加が懸念される。今後は、後継者育成や地域外からの担い手の受け入れを進め、農地の流動化を促進する必要がある。また、降灰被害を防ぐために、被覆施設の整備も必要である。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、耕作が困難となった農地は、認定新規就農者の中心経営体が担うほか、入作を希望する農業者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p><b>【農地中間管理機構の活用方針】</b> 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けを検討し、中心経営体への集約化を進める。</p>
<p><b>【農地保全への取組方針】</b> 中山間地域等直接支払制度を活用し、農地・農道の維持管理に取り組む。</p>
<p><b>【後継者育成や新たな担い手の確保】</b> 地域外から新たな担い手を確保する。</p>
<p><b>【鳥獣被害防止対策の取組方針】</b> 電気柵等の防護柵の設置やカラスよけのテグスの設置、残渣の適正な処理、捕獲等総合的な対策に取り組む。</p>
<p><b>【火山灰や火山ガス対策への取組方針】</b> 降灰による被害を防止するための施設等を整備するために、防災営農対策事業に取り組む。</p>
<p><b>【ブランド化の推進】</b> 桜島小みかんや桜島大根等地域特有の農産物のブランド化を図り、有利販売を進める。</p>

中心経営体

属性	経営体 (氏名)	経営者 代表者 の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状		今後の農地の引受けの意向		
					経営内容 (作目)	経営規模 (h a)	経営内容 (作目)	経営規模 (h a)	農業を営む範囲
認就	A	47 歳	1 名	無	果樹・野菜	0.51 ha	果樹	1.41 ha	桜島武町
認農・法	B	49 歳	3 名	無	果樹・野菜	1.05 ha	果樹・野菜	1.05 ha	桜島武町
計						1.56 ha		2.46 ha	